

平成 17 年 5 月 27 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 木村 幸俊

関税法基本通達の一部改正等について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の施行に伴い、関税法基本通達の一部を下記のとおり改正するとともに、記の第 2 を制定し、平成 17 年 6 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

70-3-1 の別表第 1 中(イ)の次に次のように加える。

(イ) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）	第 4 条《飼養等の禁止》 第 5 条《飼養等の許可》 第 7 条《輸入の禁止》 第 25 条《輸入のための証明書の添付等》	(1) 輸入物品が第 2 条《定義》に規定する特定外来生物である場合 第 5 条の規定により主務大臣が交付する飼養等許可証又はその写し及び第 25 条に基づく当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書 (2) 輸入物品が第 25 条に規定する輸入のための証明書の添付が必要であって、特定外来生物及び第 21 条《輸入の届出》に規定する未判定外来生物以外の生物（生きているものに限る。）である場合
--	---	--

当該生物の種類を証する外国  
の政府機関により発行された証  
明書その他の主務省令で定める  
証明書

第2 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手  
続の取扱い等について」を別紙のとおり制定する。

別紙

財 関 第 673 号  
平成 17 年 5 月 27 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 木村 幸俊

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る  
輸入手続の取扱い等について

標記のことについて、別添のとおり、環境省自然環境局長から依頼があった  
ので、平成 17 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。

環自野発第 050526002 号  
平成 17 年 5 月 26 日

財務省関税局長 殿

環境省自然環境局長

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
の施行に伴う輸入手続等に関する協力依頼について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく外来生物の輸入に関する規制措置が平成 17 年 6 月 1 日から実施されることとなります。

については、外来生物の輸入通関の際における取扱いについては、平成 17 年 6 月 1 日から下記により実施されますようご協力願います。

記

1 外来生物法の施行の趣旨等

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）は、我が国の生態系、人の生命・身体及び農林水産業（以下「生態系等」という。）に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入、譲渡し等を規制することにより、生態系等に係る被害を防止すること目的とするものである。

外来生物法においては、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を「特定外来生物」として指定し（外来生物法第 2 条第 1 項）、当該生物の輸入は、飼養等の許可を受けた者以外の者が行うことを禁止している（外来生物法第 7 条）。また、生態系等に係る被害を及ぼすおそれのあるものである疑いのある外来生物を、「未判定外来生物」として指定し（外来生物法第 21 条）、当該生物の輸入に際しては、輸入に先立ち、主務大臣

に届け出て、その生物が特定外来生物に当たるか否かの判定を受けることを義務づけている。当該判定は当該届出が受理されてから6ヶ月以内に届出者に通知されることとなっており、当該通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入することができない（外来生物法第21条、第22条、第23条）。

さらに、輸入が制限される特定外来生物又は未判定外来生物と外見上容易に区別がつく生物以外の生物については、外国政府機関等により発行された種類名証明書を添付しなければ輸入することができない（外来生物法第25条第1項）。また、この種類名証明書の添付が必要な生物は、主務省令で指定された空港等以外では輸入することができない（外来生物法第25条第2項）。

## 2 税関への確認依頼事項等

外来生物法の規定に基づき外来生物を輸入しようとする者は、輸入申告に際し、関税法第70条第1項の規定に基づき、外来生物法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。輸入者が外来生物の輸入申告に際し、税関に提出又は提示をする書類及び通関の際における取扱いは、以下によることとする。

(注) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（以下「外来生物法施行規則」という。）第30条に定めるもの以外は、輸入に際し種類名証明書の添付が必要となる。種類名証明書の添付が必要となる外来生物は、特定外来生物及び未判定外来生物として指定される生物を含む科又は属等が指定されている。

### (1) 特定外来生物

#### ① 確認する書類

イ 外来生物法第5条に規定する環境大臣の許可を受けたことを証する書類（以下、「飼養等許可証」という。）又は、外来生物法施行規則第4条第9項の規定により交付された飼養等許可証の写し

ロ 外来生物法第25条第1項に規定する生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他外来生物法施行規則第31条に規定する証明書（以下「種類名証明書」という。）

(注) 種類名証明書については、後記3参照

#### ② 確認する内容

イ 飼養等許可証に記載されている特定外来生物の名称と種類名証明

書に記載されている名称が一致していること

- ロ 飼養等許可証に飼養等を行うことができる特定外来生物の数量の上限を定めている場合は、輸入貨物の数量がその上限を超えていないこと

(2) 未判定外来生物

未判定外来生物は、輸入に先立ち環境大臣への届出等が必要となる。当該届出の受理は、環境省自然環境局野生生物課が行い、農林水産省及び環境省において判定作業を行うこととなる。

このため、税関においては、未判定外来生物に係る輸入申告があった場合は、輸入者に対し環境大臣への届出が必要であり、環境大臣からの判定結果の通知があるまで輸入ができない旨説明されたい。

実際の法運用では、通知の発出に併せて、未判定外来生物のリストからの削除がなされ、生態系等に被害を及ぼすおそれがある場合は、特定外来生物として政令で指定されることになる。

(3) (1) 及び (2) 以外の種類名証明書の添付が必要な外来生物

種類名証明書に記載されている名称により、特定外来生物及び未判定外来生物でないことを確認する。

なお、証明書の種類によっては、種類名は特定せずに特定外来生物又は未判定外来生物のいずれでもない旨の証明がなされている場合もあるが、この場合も有効として取り扱って差し支えない。

3 種類名証明書として取り扱うことのできる証明書類の範囲等

外国政府機関により発行された証明書以外に認める証明書は、外来生物法施行規則第31条各号で規定している。

(1) 外来生物法以外の法令等の規定に基づき公的機関が発行又は確認する証明書

外来生物法以外の法令等の規定に基づき公的機関が発行又は確認する証明書は、外来生物法施行規則第31条第1号の規定に定めている。

なお、当該証明書の写しを税関に提出する場合は、当該証明書を要求している省庁が原本と相違ない旨の確認を行うものとする。

(2) 海外の発行機関について

外国政府機関以外の海外の発行機関については、主務大臣が外来生物

法施行規則第31条第2号又は第3号の規定により告示で定めたものについてのみ有効とする。

(3) 国内発行機関について

輸出国に種類名証明書を発行できる機関が存在しない国も想定されることから、主務大臣が外来生物法施行規則第31条第4号の規定により登録した機関により発行された証明書についても対象とする。

なお、この国内発行機関による種類名証明書の発行は、輸入申告に先立ち、輸入者からの求めに応じて国内の発行機関が所要の同定を経て証明書を発行するものであり、輸入申告後の事後的な発行を対象とするものではない。

(4) 植物防疫所による植物の種類名の確認

植物については、農林水産省植物防疫所により、植物防疫法第6条第1項の規定に基づき提出される外国政府機関が発行した検査証明書を基に、植物について種類名の確認を実施し、外来生物法第25条関係の輸入の可否に係る情報について、植物防疫所から税関に書面等をもって連絡がなされる。

なお、植物防疫所からの当該連絡では、特定外来生物及び未判定外来生物に係る情報が含まれることもあるが、飼養等許可証の提出等これらに係る輸入手続については、最終的に税関において確認されたい。

4 種類名の同定に関する環境省の体制

税関における確認の際に、現物が種類名証明書に記載されているものとは異なり、特定外来生物又は未判定外来生物である疑いのある場合等、種類名について疑義が生じた場合は、環境省において専門家等による種類名の確認を行うので、当省の担当窓口まで連絡願いたい。

なお、現物確認等が必要となった場合には、当省において職員又は専門家の派遣等を行う。

5 輸入指定港

外来生物法施行規則第32条により、同法第25条第2項の港及び飛行場として、成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港を指定している。この3空港以外の港又は飛行場では、種類名証明書の添付が必要な生物は輸入することができない。

従って、この3指定空港において、輸入手続を実施できる税関官署は次

のとおりとなるので、これら以外の税関官署では外来生物法に基づく種類名証明書の添付が必要な外来生物の輸入手続は実施できない。

なお、外来生物法の「輸入」とは、関税法第2条における「輸入」と同じであり、輸入指定港以外に到着した外来生物については、保税運送させ、次の税関官署において輸入手続をとることは可能であるが、運送途上において外来生物が逸出することのないよう輸入者に指導願いたい。

【成田空港】	東京税関成田税関支署 東京税関成田航空貨物出張所 東京税関成田南部航空貨物出張所
【関西空港】	大阪税関関西空港税関支署
【中部空港】	名古屋税関中部空港税関支署

## 6 輸入不可生物の取扱い

外来生物法の規定を充足せず、輸入が認められなかったために任意放棄された場合は、環境省において当該生物を引き取ることとするので、当省の担当窓口まで連絡願いたい。

なお、当該生物がワシントン条約附属書掲載種に該当する場合には、当省と経済産業省との間で所要の調整を実施するので、ワシントン条約対象種が含まれる事実についても連絡願いたい。

## 7 その他

外来生物法に基づく輸入制限の実施等に関し、海外旅行者、通関業者、関係団体等に対しての普及啓発について協力を願いたい。